

# 換金性の高い物品の管理方法について

(平成27年3月28日制定)

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正）に基づき以下を定める。

## 1. (目的)

公的研究費で購入した5万円未満の換金性の高い物品を適切に管理し、組織の健全性を確保する。

## 2. (管理対象の物品)

1) パソコン 2) タブレット型コンピュータ 3) デジタルカメラ 4) ビデオカメラ 5) テレビ 6) 録画機器

固定資産および物品管理規程で管理対象となっている5万円以上耐用年数1年以上の物品はこの取扱いの対象としない。

## 3. (管理の方法)

- 1) 5万円未満の換金性の高い管理対象物品の検収時に管理ラベルを二枚交付する。
- 2) 一枚は物品に貼付し、他の一枚は領収書もしくは請求書に貼付し支払処理に使用する。
- 3) 定期的に管財課が実施する物品棚卸し時、または内部監査時に物品の実在性を確認する。この際、転売リスクを考慮し換金性の高い直近2年間で購入したパソコンやデジタルカメラ等を重点的な確認対象とする。

## 4. (管理者)

物品を購入した教員

## 5. (管理担当部署)

管財課

## 6. (管理対象物品管理が適切に行われていない場合の措置)

実在性確認時現物確認ができない場合、管理者に説明を求め不適切な管理が判明した場合は、内部監査室に報告するとともに不正使用防止計画推進部署に連絡する。内容により不正使用防止計画推進部署は、不正使用防止計画の見直しを検討する。

以上